

小牧市
にぎわい広場
運用マニュアル



～利用を希望される方はこちらを参照してください～

1. 小牧市にぎわい広場とは

この広場は、イベントやマルシェ、キッチンカーなど、多くの方々に気軽に利用していただき、日常的なにぎわい創出を目指しています。人々が集い、日によって様々な活動が繰り広げられ、ワクワク感が生まれる広場をコンセプトとしています。

広場の設置目的

中心市街地の魅力及びにぎわいを創出し、並びに市民交流及び地域の活性化に寄与することを目的として、広場の設置をしました。

この広場は、小牧駅前広場等整備基本構想で定めた基本方針のうち、駅前の好立地を活かした「**新たなにぎわい空間**」の創出と、駅周辺施設をつなぐ「**快適な歩行者空間**」の確保を目指し整備されました。



2. 広場の基本情報

名 称：小牧市にぎわい広場

所 在 地：小牧市中央一丁目521番地

面 積：A区画372㎡、B区画248㎡

利用時間：午前7時から午後9時（準備・撤去等の時間含む）
※ただし、早朝・夜間は近隣住民への音害等を考慮してください。

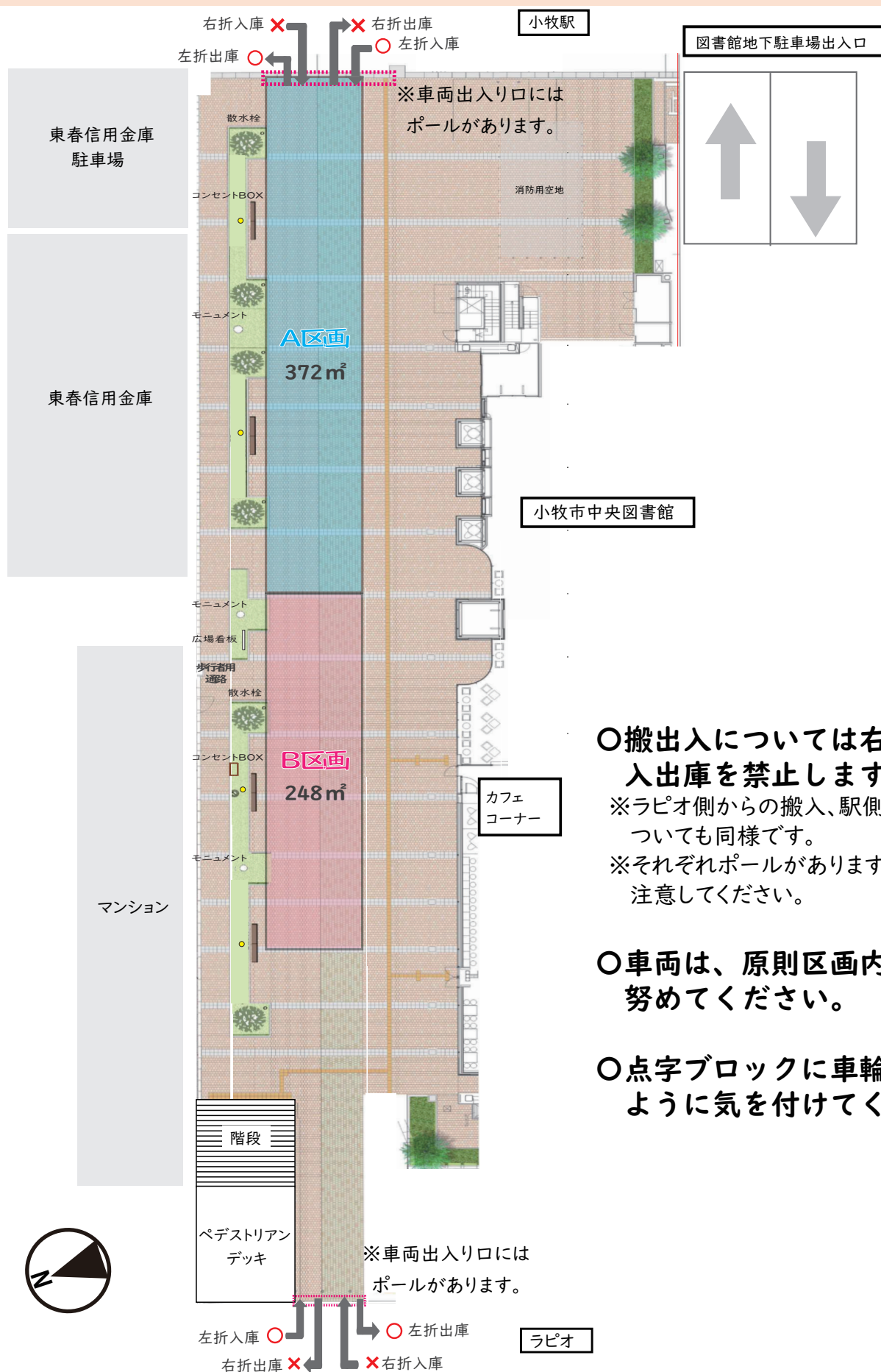
利用期間：1回あたり連続する6日以内とし、同一団体、法人及び個人の利用は、1月あたり原則6回までとします。
※連続使用する場合であっても、当日の利用時間を超えて機材・資材等を置くことはできません。
午後9時以降の時点で完全撤去を行ってください。

そ の 他：2021年4月1日供用開始

- ・この広場はイベント時以外は歩行者専用道路のため、道路法及び道路交通法を遵守いただきますようお願いいたします。
- ・広場内は許可車両のみ通行できます。他の車両の通行及び駐停車は禁止しています。
- ・利用後は原状復帰の徹底をお願いします。



3. 広場の図面



○搬出入については右折での入出庫を禁止します。

※ラピオ側からの搬入、駅側からの搬出についても同様です。

※それぞれポールがありますので、注意してください。

○車両は、原則区画内の通行に努めてください。

○点字ブロックに車輪がかからないように気を付けてください。

4. 広場でできること



5. 広場でできないこと

市民の皆さんにとって、より良い広場とするために、以下のルールを守っていただきますようお願いします。

【①広場の目的に反すること】

- 小牧駅周辺のにぎわいに寄与すると認められない行為

【②勧誘・集会等をする事】

- 特定の宗教又は、政党に勧誘・集会等をする行為
- キャッチセールス等の行為

【③危険な行為を行うこと】

- キャッチボールなどの球技、スケートボードをし、又はこれらに類する 危険な行為



【④許可なく利用すること】

- 広場利用の際には必ず許可を得てください。

【⑤暴力団関係者が利用すること】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」)若しくは同条第2号に規定する暴力団に若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用。小牧市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団の利益になる活動

7. 申請書類について

◎以下の書類を提出してください。 **必須**

1) 小牧市にぎわい広場利用許可申請書

2) 企画書（催物の内容がわかるもの）

※企画書に様式はありませんが、以下の内容を記載してください。

- ・ 催事名
- ・ 開催日時
- ・ 開催時間
- ・ 内容（種類・価格） ※物販がある場合
- ・ 目的
- ・ 出店店舗数（配置図を添付）
- ・ 代表者名
- ・ 現場責任者名
- ・ 緊急連絡先



※営利目的で利用する方は以下の書類の提出をお願いします。

- ・ 営利行為以外の活動内容（付随して行う場合）
- ・ 営利行為運営組織図

3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴うイベント開催チェックリスト

※実施するイベントにおける感染症対策を行ってください。

4) にぎわい広場利用報告書

※広場利用後、報告書を提出していただきます。

※利用終了後の搬出入口のポール写真を添付してください。

◎必要に応じて、以下の書類を提出してください。

i) 小牧市にぎわい広場使用料減免申請書

料金の減免に該当する場合のみ

ii) 小牧市にぎわい広場利用変更（取消）許可申請書

変更が必要な事由が発生した場合のみ

8. 使用料等について

○利用料金

区 画	金額（1時間あたり）	
	非営利	営利
A区画	360円	720円
B区画	240円	480円

○コンセント：1穴 160円 /1日

○営利・非営利の区分について

「非営利」

利益を得ることが目的ではなく、利用目的実現のみを行う行為

例) パフォーマンス・ワークショップ・フリーマーケット

「営利」

財産上、金銭上の利益を得る目的をもって、行う行為

物品の販売・展示・説明・宣伝

○キャンセル料 規定

取消理由	申告時期	キャンセル料
天災等による取消の場合(※) 警報等発令時は中止	—	なし(全額返金)
上記以外の理由の場合	利用日の10日前以降	使用料金の100%

※なお、地震・洪水など警報解除となった後も広場の利用に支障のある場合は返金します。

9. 料金の減免について

小牧市が公益上特に必要があると認める事業又は、特別の理由があると認める事業は使用料が減免となる場合があります。

使用料の免除を受けようとする場合は、広場使用料減免申請書を広場利用許可申請書に添付のうえ提出してください。

10. 設備・備品の使い方について

○コンセントBOXの鍵について

- ・コンセントBOXには鍵がかかっています。
⇒利用方法については事前打ち合わせの際にお伝えします。



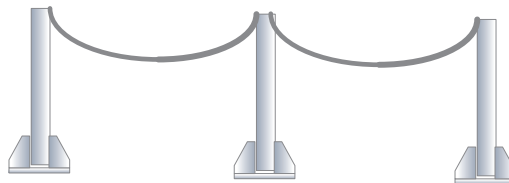
○電源の使用について

- ・申請いただいた穴の数以上の使用は禁止しています。
- ・1穴1,500kwを上限とし、申請いただいた電力以上の使用は他の利用者の迷惑となるため、固くお断りします。(A区画、B区画それぞれ6口あります。)



○ポールの開閉について

- ・搬出入の短時間に限りポールを外したままにさせていただくことは可能ですが、利用中は必ずポールを立てていただくようお願いします。
- ・広場の利用後ポールを戻したことを確認できるよう写真を撮影し、利用報告書に添付してください。



○水道の利用について

- ・蛇口を二つ入口付近(A区画・B区画ともコンセントBOX近く)に設けています。
⇒利用方法については事前打ち合わせの際にお伝えします。
- ・広場利用許可申請書の提出時に相談してください。



11. 必要な申請や届出について

◆関係法令の遵守◆

- ①イベントなどを実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)、にぎわい広場の設置管理及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守してください。
- ②関係行政機関との調整や届出が必要となる場合は、利用者で手続きを行ってください。
主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動の内容	申請内容	申請先	申請に要する時間
食品を提供する活動 (商業活動とみなすもの)	露店営業の許可申請 (対象:飲食店営業・菓子製造業)	春日井保健所	2~3週間
	自動車により行う営業の許可申請 (対象:飲食店営業・菓子製造業 喫茶店営業・アイスクリーム類製造業 乳類販売業・食肉販売業 魚介類販売業・豆腐製造業)		
	臨時営業の許可申請 (対象:自動車による営業と同じ) (※豆腐製造業を除く)		
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設	露店等の開設届出	小牧市消防本部	即日交付

◆音響設備など◆

音響設備、BGMなどに関して、使用機器・使用方法などを事前に確認させていただきます。

- ①歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者、また交通機関に支障があるときは、音量制限をさせていただきます。
- ②通行者や交通事業者、近隣住民などから苦情が寄せられたときは、イベントなどを中止していただく場合がありますのでご注意ください。

◆持ち込み物品、使用の設備について◆

持込み物品については、事前に確認させていただきます。

- ①複数日にまたがるご使用の場合、テントや資材などの持込み物品は原則として毎日撤去してください。
- ②許容電力量を超える使用はできません。
- ③電源コード類はつまづかないように養生するほか、必要に応じて、誘導員を配置してください。

12. 約束ごと

◆以下の注意事項をお守りいただき、広場を利用してください◆

- ①歩行者の動線を著しく妨げないでください。
- ②利用中の会場設営・会場撤去の際の安全管理は、各自で責任を持って行ってください。
設置物の転倒防止対策を行ってください。
- ③会場警備や来場者の整理、避難誘導は、利用者の責任で行ってください。
- ④会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生した場合など、強制的に中止していただくことがあります。その場合、利用料の返金はいりません。
- ⑤利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また利用に伴う人身事故及び物品などの盗難・破損などのすべての事故について、その責任は利用者が行うものとし、その損害額のすべてを賠償していただきます。
- ⑥利用後は、広場及び周辺を含めて清掃を行ってください。利用当日に発生したゴミについては、必ず持ち帰ってください。
- ⑦広場利用後はもとの状態に戻すようにしてください。
- ⑧搬入搬出時以外は駐停車禁止です。また搬入搬出時は歩行者に注意してください。
※但し、広場内で催事等において車両を使用する場合（キッチンカーなど）を除きます。
- ⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を各自行ってください。
- ⑩近隣住民に対して開催概要を配布するなど、事前告知及び周知を行ってください。
- ⑪音響設備は使用できません。BGMは音量の制限を行ってください。また臭いや煙の出るものは近隣住民や歩行者に迷惑となりますので、当面禁止にします。近隣住民や歩行者の迷惑にならないようにしてください。
- ⑫ペグや杭打ちは行わないでください。
- ⑬利用する区画によってできることが異なりますので、以下の内容を確認してください。

	調理を伴う出店	簡易なステージイベント	その他の出店
A区画	可能 キッチンカー、テント出店 など	可能	ワークショップ・フリーマーケット、クラフト、展示などを行う スペースとして活用いただけます。
B区画	禁止	禁止	
※ただし煙や臭いが出るイベント及び、音の出るイベントは禁止します。			

- ⑭各区画をそれぞれ別の利用者が利用する場合は、お互いの利用の妨げにならないよう配慮してください。

I 3. Q&A そのI

◆予約に関する内容◆

Q 予約はどのように行いますか。

A イベントは属する月の6ヵ月前の初日、物販は属する月の2ヵ月前の初日から、シティプロモーション課の窓口にて行います。利用許可の判断は、審査会において審査を行い、決定します。

※ただし、イベントの場合は属する月の1ヵ月前、物販は利用日の10日前が最終受付となります。
(詳細はP. 5を参照してください。)

Q 定期的に毎週、または、毎日使いたいのですが予約はできますか。

A 同一(事実上)の団体、法人、個人の利用は1月あたり6回まで、連続して6日までの利用が可能です。

Q どのような人が利用できますか。

A 中心市街地のにぎわいに寄与し、政治目的や特定の目的、暴力団関係者等などでなければ、団体、法人、個人、市内外を問わずどなたでも利用できます。(詳細はP. 4を参照してください。)

Q 料金を安くする方法はありますか。

A 多くの方で利用いただくと一人当たりの負担を抑えることができますので、ぜひ、お誘い合わせでご利用ください。

◆当日に関する内容◆

Q 資材を積んだ車を乗り入れてよいですか。

また、その車をそのまま駐車しておいてよいですか。

A 準備・片付けの段階で、2t以下の車両の乗り入れは可能ですが、キッチンカー以外は常時駐車したままにはできません。

搬出入に使用した車両についてはラピオ地下駐車場・小牧駅地下駐車場等(図書館駐車場は駐車不可)をご利用ください。(ただし有料)また連続した利用についても、店の機材等を広場に置いたままにせず、毎日原状回復してください。

Q 準備片付けは、利用時間を超えて行ってもよいですか。

A 準備片付けも含めて利用時間内でお願いします。

Q 歩道上のイベントですが、一般の歩行者の通行制限はできますか。

A この歩行者専用道路は、歩行者を通行止めにする通行規制はできません。歩行者通行部分は、貸し出しエリアに含まれないため、貸し出しエリア内で、イベント等を開催してください。

点字ブロック付近は、エリアに含まれないため、ご注意ください。

Q 歩行者やイベント来場者の安全確保は、市で行ってもらえますか。

A 市では行いません。イベント等で広場を利用する主催者の責任において通行整理、警備を行ってください。

Q ゴミはどこに捨てればよいですか。

A 広場内にゴミ箱は用意しておりません。利用者の責任において処分してください。

特に調理を伴う販売を行う際は、各自ごみ箱の設置に努めてください。

I 3. Q&A その2

◆不測の事態に関する内容◆

以下の内容は広場の利用に、危険が生じるため速やかに市へ連絡してください。

Q 準備や片付け、イベント開催中に事故、ケガなどがあった場合は、どのように対応すればよいですか。

A イベント等で広場を利用する主催者の責任において、事故、ケガなどに対応してください。
イベント等の実施前に緊急時のマニュアルの作成をお願いします。

Q 広場の水道・電気のコンセントが壊れています。

A 至急対応させていただきます。どのような状況か教えてください。

Q 広場の電気が消えています。

A 原因を確認します。復旧に時間がかかると思うので、暗闇での調理は危険のため、電気の使用を中止していただくようお願いします。道路街灯が消えている場合は、市の道路課(☎0568-76-1174)へ連絡をお願いします。

Q ベンチ等の備品を壊してしまいました。

A 利用者の責任において原状回復をしていただきます。
破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対応を行っていただき、至急連絡してください。

Q 道路が壊れています。

A 破損した箇所は危険であるため、立入禁止などの対応を行っていただき、至急連絡してください。

◆提出書類に関する内容◆

Q 販売禁止品目や営業できない店舗はありますか。

A コピー商品など法律に違反する物品は販売できません。
公序良俗に違反する物品の販売はできません。
その他市長がふさわしくないと判断したものは、販売をお断りしています。
飲食物を販売する場合は、保健所の営業許可を受けていない品目は販売できません。

Q コンサートを予定していますが、音響機材の貸し出しはありますか。

A 音響機材の貸し出しは行っておりません。この場所は、住居が近くにあるため、大きな音を出すことができません。司会者のマイクなど必要な程度の機材をご自身で用意してください。なお楽器の演奏は、生音のみ(トランペットなど音量の大きいものは不可)とさせていただきます。

※その他、不明点は問合せください。

平 日：小牧市役所 シティプロモーション課

☎0568-76-1173 (8:30~17:15)

土日祝：小牧市役所 代表電話

☎0568-72-2101

